

報道・広報

[ホーム](#) > [報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 東日本大震災に伴う国発注工事に関する前金払の特例の継続

東日本大震災に伴う国発注工事に関する前金払の特例の継続

平成28年4月1日

東日本大震災に係る復旧・復興事業の本格化を受け、被災地域における公共工事の円滑かつ適正な施工の確保が図られるよう、国発注工事の前金払の特例を継続します。

国土交通省では、東日本大震災の発生を受け、平成23年4月以降、前金払の割合を引き上げる等の特例を措置してきたところですが、平成28年度に実施する国発注工事についても以下のとおり適用します。

東日本大震災の被災3県^(※1)における国発注工事について、
[1]前金払の割合を、請負金額の10分の5以内とする。^(※2)
(原則[被災3県外]:請負金額の10分の4以内)
[2]中間前金払の対象となる工事を、請負金額300万円以上の工事とする。
(原則[被災3県外]:請負金額の1,000万円以上かつ工期150日以上工事)

(※1)岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村区域をいう。

(※2)設計・調査、測量及び機械類の製造に係る前金払の割合についても、請負金額の10分の4以内とする(原則:請負金額の10分の3以内)。

お問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局建設業課法規係長 鈴木

TEL:03-5253-8111 (内線24754) 直通 03-5253-8277 FAX:03-5253-1553

国土交通省土地・建設産業局建設業課経営指導係長 在間

TEL:03-5253-8111 (内線24734) 直通 03-5253-8277 FAX:03-5253-1553



PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Acrobat Readerが必要です。
左のアイコンをクリックしてAdobe Acrobat Readerをダウンロードしてください(無償)。
Acrobat Readerをダウンロードしても、PDFファイルが正常に表示されない場合は[こちら](#)をご覧ください。

🏠 ページの先頭に戻る

国土交通省(法人番号2000012100001) [[アクセス情報・地図](#)]

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 (代表電話) 03-5253-8111

[プライバシーポリシー](#)

[リンク・著作権・免責事項について](#)

[関連リンク集](#)

MLIT
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Copyright© 2008-2016 MLIT Japan. All Rights Reserved.